

## 議会において外部の者の専門的な知見を活用!

平成27年12月定例会最終日の本会議において、議会運営委員会から、委員会提出議案第4号、議会基本条例の制定に関する専門的調査を依頼する件についてが提案され、全会一致で可決されました。

調査を依頼する目的は、今後、議会活性化特別委員会において、先進事例を研究・加味しながら、独自の条例の制定に向けて検討を進めることとなりますが、その過程において、地方自治法第100条の2の規定に基づく学識経験を有する者の知見を取り入れることは、委員会の審査が活性化され、客観性のあるものとなり、ひいては本市議会において最適な見解に至るものと考えています。

調査事項は、議会基本条例の制定に関する指導・助言を求めるものであり、調査を求める相手方は、法政大学常務理事（法学部教授）の廣瀬克哉氏で、平成27年12月21日に平成27年度調査委託に係る契約を締結しました。

### 【地方自治法】

**第100条の2** 普通地方公共団体の議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のために必要な専門的事項に係る調査を学識経験を有する者等にさせることができる。

また、残された検討項目についても、委員会としての使命を果たすべく、引き続きさまざまな角度から調査・研究を行うものとする。

## 議会活性化特別委員会

平成27年12月定例会初日の本会議において、西条市議会会議規則第45条第2項の規定に基づき、議会活性化特別委員会の調査中の事件について、「中間報告」がありました。



福島県会津若松市議会議長 目黒章三郎氏

### 報告の要旨

#### 特別委員会での意見交換

—平成27年5月18日開催—

議会活性化特別委員会は、平成26年12月定例会で設置されて以来、平成27年11月までの1年間、計9回にわたり委員会を開催し、議会運営の検証及び議会の活性化に関する調査・研究を進めてきた。

その中で、本市議会において、新市施行後、初めて広範かつ多岐にわたる議会の活性化に関する調査・研究を行うものであり、一定の結論を導き、成果に結び付けることが期待されるところであるが、活性化を進める意義は、議会本来の役割を改めて認識することから始まるものである。議会が抱える諸課題や活性化の必要性について、議員間で

しっかりと共有し、議論を重ね、本市議会独自の活性化のアウトラインを決定していくことが重要であり、委員間討議による意見聴取や議員アンケート調査を実施するとともに、必要に応じ会派に持ち帰るなどして熟慮を重ね、委員会としての合意形成を図るものとする。なお、その過程で、内容重視は当然のことながら、改革にはスピード感が重要との認識の下、実行可能なものから実行に移すこととした。

検討項目は、現状の課題を洗い出した上で26項目に設定し、各検討項目を「短期的課題」「中長期的課題」「保留」の3つに分類・整理し、検討

に入った。

結論を得て実施したものについては、議案に対する議員個人の賛否結果の公開、議会独自の災害対策への取組、本会議インターネット中継の確実な運用、議会広報紙を通じた積極的な情報提供、議員研修会の充実などであり、また、方向性が見出されたものとしては、次の任期最初の定例会から試行的に本会議での一問一答方式を実施することとし、議場の改修も必要との判断に至った。そのほか、議員間討議や議会報告会の開催、タブレット端末導入による議案等のペーパーレス化は、実施を目指す場合にも、その内容についてまだ検討すべき課題が多いとされた。

なお、議会基本条例については、今後、具体的な条文や内容について検討を進め、今期中の制定を目標とするという結論に達した。